

公告第 31 号

事業認定の申請書及びその添付書類の写しの縦覧

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定により富山県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付がありましたので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり縦覧します。

令和 3 年 6 月 17 日

魚津市長 村椿 晃

- 1 起業者の名称
魚津市
- 2 事業の種類
(仮称)魚津市本江地域交流センター建設事業
- 3 起業地
 - イ 収用の部分
富山県魚津市 友道 地内
 - ロ 使用の部分
なし
- 4 縦覧期間
令和 3 年 6 月 18 日(金)～令和 3 年 7 月 2 日(金)
- 5 縦覧場所
魚津市総務部地域協働課(魚津市役所 2 階)
- 6 意見書
土地収用法第 25 条第 1 項の規定により、事業の認定について利害関係を有する者は富山県知事に対して意見書を提出することができます。